

# 自転車の安全利用について

みなさんは進学などで、自転車の利用が多くなる年頃です。  
これからは大人と同じ自転車の乗り方が求められます。  
次のことに気をつけて、安全に自転車を利用してください。

【警察庁】

自転車ルールブック

【群馬県警】

YouTube動画

## 自転車特有の交通事故に注意！

**出会い頭事故**

- 法令（標識）遵守
- 安全確認の徹底

**左折巻き込み事故**

- 左折車の動静確認
- 車間距離の保持

**右側通行の事故**

- 右側通行の禁止
- 安全速度の厳守

**歩道通行時の事故**

- 原則は車道走行
- 歩道走行時は徐行

スマホを見ながらの運転は、周囲に注意を払えない

傘を差しながらの運転は、安定せず、前が見えない

2人乗りはバランスを崩しやすく、非常に危険

**ヘルメットは必ず着用**

## 事故に備えて自転車保険に加入しましょう！

- 群馬県内で自転車に乗る方は、自転車保険に加入しなければなりません。未成年は、その保護者に加入が義務づけられています。
- ご家族に自転車保険の加入状況を確認して保険に加入をしていなければ、必ず加入しましょう。

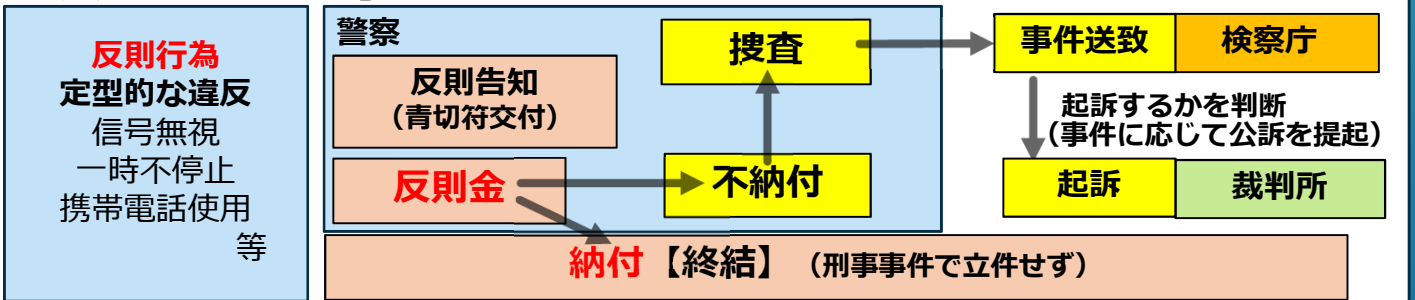
## 自転車の違反でも反則通告制度が適用になります！

～16歳から対象～

### 反則通告制度とは？

一定の道路交通法違反につき、違反者が警察の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度

### 【反則通告制度の流れ】



群馬県警察

# 自転車交通違反の青切符による取締りについて

自転車の交通違反に対しては、基本的に指導警告が行われます。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑生が高い悪質・危険な違反であるときは指導警告なく検挙の対象

## 重大な事故につながる違反

遮断踏切入り



7,000円

自転車制動装置不良



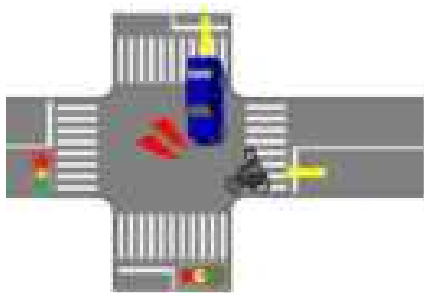
5,000円

携帯電話使用等(保持)



12,000円

## 違反の結果、事故の危険が高まっているとき



信号無視で交差点に進入し、青信号で進行している車両に急ブレーキをかけさせたとき

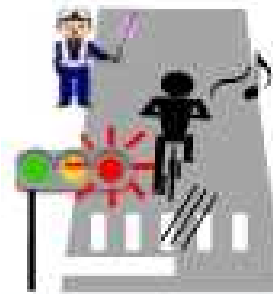


カサを差しながら一時不停止をしたとき

## 指導警告されているのに、あえて違反を行ったとき



警察官の指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき

※違反行為は、反則行為のみを列挙したもの